



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	訳注『宋書』沈約自序（二）
Author(s)	川合, 安
Citation	北海道大學文學部紀要, 46(2), 37-75
Issue Date	1998-01-16
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33703
Type	departmental bulletin paper
File Information	46(2)_PR37-75.pdf



訳注『宋書』沈約自序 (二)

川 合 安

VI、沈林子

沈林子は字を敬士といい、田子の弟である。幼くして大きな度量があり、数才のとき、祖父（沈警）にしたがって京口に住んだ。王恭が林子をみて、その優秀さをみとめて、「この子は王允¹のような人物である。」といった。林子は大勢の人々と宝物が遺れられているのをみた。みな争ってこれを拾おうとしたが、林子はそのまま立ち去って振り返りもしなかった。十三才のとき、一家の災難（孫恩の乱）にあい、その当時は逃亡生活を送っていたが、哀号は昼夜声を絶やさなかった。祖母は林子に、「おまえは死にたいのをがまんして強く生きなさい。どうして空しく死んでよいものか。」といった。林子は「一門がむごいめにあい、おめおめと生きながらえる気持ちはありません。ただ仇をまだ討っていないから、しばらく生きていますだけです。」といった。一門は孫恩の一味という嫌疑をかけられ、林子兄弟も

誅殺される運命にあつたので、草原や湿地帯に逃げ隠れして、常に誅殺を恐れていた。一方、沈預の家は強富をほこつていたので、これを滅ぼすことを心に誓つた。林子は兄たちと昼は潜伏し夜に外出し、居宅を売つて、墓地を造営し、父・祖父・叔父たち六人を葬り、儉約ではあつたが礼をつくした。時に一家の生業はなくなり、老人や子供が多く、江東地方は飢饉にみまわれ、子供をとりかえて食うような状況となり、外には官憲の追及の手が迫り、内には強力な仇を恐れ、山野に潜伏して、身のおきどころもなかつた。当時、孫恩がしばしば會稽に出撃しており、東晋政府の諸將の江東へ討伐に来る者があいついだ。劉牢之・高素らはその部下を放任して、略奪と乱暴の限りをつくしたが、劉裕のみは軍政嚴明で、侵犯することがなかつた。林子はそこで自ら劉裕に帰順していった。「孫恩が反乱して、私の一門はみな無理に従わされ、父・祖父・叔父たちは、みな災難にあつたというのに、まだこの世におめおめと生きておりますのは、復讐をとげておらず、年寄りがみよりがないためです。今日將軍が悪を討ち善を表彰して、規律ある軍隊でありますのを見て、老人子供をつれて帰順し助命をお願いする次第です。」と。よつて涙を流しむせび泣き、全軍これがために感動した。劉裕は沈林子を非常にすぐれた人物と認め、「君は國家の罪人であるうえ、手強い仇も郷里にいる。自分にしたがつて京口にくれば、安全に暮らすことができる。」といい、別の船にのせた。沈林子は、ついに一家をあげて京口に移住し、劉裕はこれに住宅を給付した。沈林子は京口で多くの書物を広く読み、學問にはげみ、劉裕に従つて京口における桓玄打倒のクーデターに参加し、建康平定戦にも加わつた。当時十八才、身長七尺五寸。沈預は林子に殺害されるのを心配して、常によろいを着用し、ほこをたずさえた。この時に至つて、林子は兄の田子と呉興に帰つて復讐することにした。五月の夏祭りの日がくると、沈預は盛大に宴会を催し、子弟がホールに満ちあふれた。林子兄弟はその真つただ中に飛び込み、預の首を斬り、男女とも長幼の区別なくことごとく殺害すると、預の

首を父祖の墓に供えた。この復讐をとげたことによって呉興郡から辟召を受け、劉毅も板して冠軍參軍にまねこうとしたが、すべて辞退した。林子は一家が悲惨な目にあつたので、仕官の意志はなく、劉裕が丁重に要請しても、長年にわたつて出仕しなかつた。劉裕が揚州刺史となると、林子を辟召して従事に任じようとして、「おまえはどうしていつまでも仕えないでいられようか。このごろおまえに要請しているのは、万人におまえのこの心を見せたいと思うからなのだ。」と。固辞したが断わりきれなくなつて、就職することとなり、建熙令を領職し、資中県五等侯に封建された。時に二一才。

義熙五年（四〇九）、南燕国討伐に従軍し、劉裕の鎮軍〔中軍〕將軍府の行參軍となつた。劉裕の軍が臨朐で敵と交戦した時、敵は虎班突騎を味方の後方に進ませたので、林子は精銳を率いて、東西に攻撃をかけ、みな大打撃を与えた。南燕の君主慕容超は退却して都の廣固を守つたので、林子は劉敬宣とともにその西隅を攻撃した。廣固が平定されると、盧循が突如として建康に迫つてきた。そもそも、盧循が根拠地の廣州から建康目指して進軍を開始した時、廣固はまだ陥落しておらず、盧循は使者を派遣して林子や一族の沈叔長と結ぼうとした。林子はただちに劉裕にこのことを密告したが、叔長は報告せず、かえつて盧循の意向を伝えて林子に誘いをかけた。叔長は元來勇敢であり、劉裕は南燕がまだ平定されていないため、このことを隠しておき、廣固に帰還するや、叔長を誅殺した。劉裕は林子に、「むかし曹操が官渡の戦いに臨んだ際、汝・兗の士は、ふたごろをいだく者が多かつたのに、李通だけが正義にしがつたというが、むかしもいまも同じである。」といった。盧循が蔡洲まで進軍してくると、高官らはみな遷都のことを言い出したが、林子のみは家族を建康へ移住させることを願ひ出た。劉裕が不思議に思つてこのことを質問すると、林子は、「後漢の耿純は一族をあげて従軍し、李典は一族をあげて魏郡に移住しました。私はむかしの人ほどの才はあ

りませんが、まことに恩を受けることは深く重いためであります。」と答えた。劉裕はしばらくほめたたえていた。林子は当時、別軍をひきいて石頭に駐屯し、しばしば戦闘を交えて秦淮河の盧循軍を撃退した。盧循軍は戦うたびに戦果がないので、全軍あげて白石より上陸するというにせの情報を流し、伏兵を秦淮河の南岸に置いた。そのため、劉裕軍が白石へ向かおうとすると、林子と徐赤特とを残して查浦¹⁶を守備させた。林子はそこで計略を進言して、「この情報はいつわりで、事実であるとは限りませんので、十分備えをしておくべきです。」といった。劉裕は、「石頭の城は險しく、秦淮河の柵も堅固であるから、おまえを後方に残しておけば、守るには十分である。」といった。劉裕軍が出発してしまふと、盧循軍は果たして秦淮河の南岸に上陸してきた。徐赤特が攻撃をかけようとする、林子は、「敵は白石へゆくと情報を流しながら、頻繁に戦闘をしかけてきていることから、その状況が判断できます。敵は鋭気を養い時期を待つておりますが、わが軍勢は千人に満たず、対抗することは困難であります。そこでこの柵を守るなら、十分守りきれでしよう。もし敵の計略が失敗したなら、劉裕の軍がもどってきますから、何の心配もありません。」といった。赤特は、「いま敵は全軍あげて白石へ向かつており、残っている者はきつと弱卒老兵であるから、わが精銳でこれを攻撃すれば、勝てないはずはない。」といい、進撃の太鼓を鳴らして出撃した。敵の伏兵が一斉に攻撃をかけてきて、赤特の軍は果たして敗北し、敗残兵を放棄して北岸に逃げた。林子は軍をひきいて赤特の敗残兵を收容し、進撃して、敵を破った。盧循の副官徐道覆はそこでさらに精銳を上陸させ、堤防沿いに数里にわたって展開させた。林子は策を立てて、「敵は堤防沿いに陣を立てており、戦える者は一隊に過ぎない。そこでわがほうがその上陸拠点を奪取したなら、敵は精銳が数里も続くとはいえず、東へと進むことができないのは必定である。」といい、堤防を遮断して戦闘を挑んだ。しばらくして、ちょうど朱齡石¹⁷の救援軍が到着して、林子に加勢したので、敵は敗走した。劉裕軍

が白石からもどると、赤特を殺して見せしめとし、林子を劉裕の中軍將軍府の參軍に任命した。

劉毅討伐に従軍し（義熙八年）、劉裕の太尉府の參軍に転任した。義熙十一年、また司馬休之討伐に従軍した。劉裕の征討のたびに、林子は先鋒をつとめて前に居り、自分の指揮下の部隊を持っていたが、夜になると、劉裕の命令によって劉裕の身辺を警護すべく呼び戻された。司馬休之側の郭亮之が蛮族の軍勢を招集し、武陵郡を占領したので、武陵太守王鎮惡は出奔した。林子は軍をひきいてこれを討ち、郭亮之を七里澗に斬つて、王鎮惡を復歸させた。⁽¹⁸⁾武陵を平定してしまふと、今度は魯軌を石城に討ち、魯軌が軍勢を放棄して襄陽に逃走すると、さらにこれを追跡した。襄陽を平定してしまふと、暫定的に江陵の守備についた。

十二年、劉裕が平北將軍を領職する⁽¹⁹⁾と、林子は太尉參軍に加えて、平北參軍に任ぜられた。その冬、劉裕が後秦國を討伐すると、また征西參軍にも任ぜられ、三府の中兵參軍を兼ねることとなり、建武將軍を加えられ、軍を統率して前鋒となり、汴河より黄河に入った。当時、襄邑の人で劉裕側に投降した董神虎は義兵千余人を保有しており、劉裕は投降者をてなづけようとして、自らの裁量で太尉參軍に任命し、揚武將軍を加え、兵を領率して従軍させた。林子は董神虎を率いて倉垣を攻めて勝利したが、董神虎はその手柄を誇り、すぐに襄邑へ歸つた。林子の軍は襄邑に進駐すると、即座に董神虎を殺してその義兵の動搖を鎮めた。当時、後秦の建威將軍・河北太守薛昂は解県に拠っていたが、林子がやってくると、林子に攻撃をかけ、薛昂は軍を放棄して関中へ逃走し、林子が薛昂軍の兵糧を獲得した。後秦の并州刺史・河東太守尹昭は蒲坂に拠っており、林子は陝城より冠軍將軍檀道濟とともに蒲坂を攻撃し、龍驤將軍王鎮惡は潼関を攻撃した。後秦の君主姚泓は大軍が攻めてきたのを聞くと、後秦の東平公姚紹を派遣して潼関を確保させようとした。林子は道濟に、「いま蒲坂は城は堅く池も深く、十日ぐらいでは陥落させることはできません。攻

撃をすれば士卒を負傷させ、包囲すれば戦争が長引きますので、蒲坂は放棄して、もどつて潼関攻撃を助けたほうがよろしいです。それに潼関は天然の要害で、いわゆる形勝の地であり、王鎮惡軍は孤立し危険な状況にあります。もし姚紹がここを確保したなら、わが軍の作戦は困難となります。姚紹がまだ到着しないうちに協力して潼関を攻撃すべきです。もし潼関の戦鬪に勝利したなら、尹昭は戦わずして屈服させることができましょう。」と。道済はこの意見に従った。林子・道済らが潼関にきてみると、姚紹は関中の軍勢をあげて幾重にも林子・道済・鎮惡らを包囲した。当時、後秦の領域に深く入り込み、兵糧輸送は困難をきわめ、東晋側の全軍は不安をいだき、動揺していた。道済は黄河を渡つて後秦軍の鋭鋒を避けようと提案し、あるものは食料や装備を放棄して、劉裕の本軍の所まで退却しようといったが、林子は剣に手をかけ、「劉裕は東晋王朝のため奔走し、天下平定を志し、許昌・洛陽方面は平定され、関中も平定されんとしており、事の成否は前線の我々の活躍にかかっている。いま有利な形勢をすて、成功にあと一步の事業を放棄したなら、味方の大軍はなお遠く、賊軍の勢いは盛んであるから、撤退しようと思つたところで、どうてい不可能なのである。私は命令を受けて前線に立つたからには命を捨てる覚悟であり、現在のことについては、もちろん將軍（檀道濟）のために判断するものである。しかるに諸君らは、困難な戦鬪とともに戦つたり、非常に大きいご恩を受けたりしているのに、退却するなどは、どうして劉裕の本軍に顔むけできようか。」といい、井戸をふさぎ兵舎を焼いて、生きて帰る気持ちのないことを示し、指揮下の数百人を率いて、姚紹軍の西北に攻撃をかけた。姚紹軍がすこし動揺したので、その混乱に乗じてこれに肉薄すると、姚紹軍は大混乱となり、捕虜になる者数千、姚紹軍の兵器や物資をすべて獲得した。当時、諸將は敵を破ると、みなその首級を多めに報告したが、林子の戦勝報告書がくると、いつも事実を報告していた。劉裕がそのわけを尋ねると、林子は、「王者の軍隊には、もとより征伐はあり

ますが戦争はありません。どうして首級を水増しして、手柄を誇ることなどできましようか。国淵は事実を報告して賞賛され、魏尚は首級を水増しして罰を受けました。これも過去の手本、後の者への良きいましめであります。」といひ、劉裕は「それこそおまえに期待するところだ。」といった。

はじめ、姚紹は退却して定城を守り、後秦の武衛將軍姚鸞の精兵を残して要害を守らせた。林子は枚をくわえて夜襲をかけ、姚鸞の城を陥落させ、姚鸞の鼻をそぎ、その軍勢を穴埋めにした。劉裕が書状を賜わつていうには、「頻繁に賊を破り、この喜びはたえようもない。何度も破つているのだから、もう長いことはないだろう。」と。姚紹は撫軍將軍姚讚に兵を率いて黄河のほとりに駐屯させ、水路を遮断させようとした。姚讚の要塞が完成しないうちに、林子は迎えうって、何度もこれを破り、讚は輕騎にてようやく脱出し、軍勢は散り散りになった。姚紹はさらに長史領軍將軍姚伯子・寧朔將軍安鸞・護軍姚默驃・平遠將軍河東太守唐小方を派遣し、軍勢三万を率いて、九泉に駐屯させ、黄河を利用して要害を固め、兵糧輸送を遮断させようとした。劉裕は交通と防衛上の要地であり、兵糧輸送上重要であると考え、林子を派遣して黄河の上流を確保させようとした。林子は太尉行參軍嚴綱・竺靈秀を率い、よろいをつけずに進撃し、何度も戦闘して、大いに後秦軍を破り、伯子・默驃・小方の三人の首を斬り、首をとったり捕虜にした者、獲得したるばや武器ははなはだ多かった。捕虜とした三千余人はすべて姚紹に返し、東晋軍の寛大さを知らせた。兵糧の蓄えも十分となり、全軍は太鼓を鳴らしつつ西へ進んだ。あるものがあるには、「敵は本拠を離れて戦闘を挑んできており、その矛先には対抗できない。」と。林子は、「姚紹は関中で最強のつもりでおりますが、力をしだいに失つており、外へ派遣した軍が何度も敗れて、衰亡の兆候がはっきりしてきました。凶悪な姚紹の命がわが軍の攻撃前につきて、かれを成敗できないのではないかと心配です。」と、劉裕に報告した。まもなく姚紹は背中につきもの

ができて死んでしまった。劉裕は林子のいうとおりになったので、書状を賜わり、「姚紹が急死したのは、天誅といふべきである。」といった。そこで、姚讀が姚紹の後継者となり、残りの軍勢を集め、また林子を攻撃した。林子は軍勢を率いてこれを防ぎ、戦闘をかわさないうちに、一瞬のうちに姚讀軍は崩れ去り、姚讀は輕騎にて逃走した。連戦連勝であり、軍勢の勢いは非常に盛んで、劉裕は書状を賜わって激励し、絹やごちそうを送り届けた。

劉裕が閩郷かんきやうに至ると、姚泓は領域内の民を駆り立て、兵を峴柳に駐屯させた。その時、沈田子が武関より侵入して北上し、藍田に駐屯していたので、姚泓は自ら大軍を率いて沈田子を攻撃した。劉裕は沈田子の少数の兵力では對抗できないと思い、林子に秦嶺より歩行して救援させた。林子が到着するころには、姚泓はすでに打ち破られており、田子・林子の兄弟はともに追撃したので、姚泓は全軍で霸水の西に逃げた。田子は徹底的に追撃し、長安を取ろうとしたが、林子がこれを止めていった。「長安を取ることなどは簡単である。敵の都城に勝つたとなれば、一國平定の功績を独占することとなり、あまりにも大きすぎてほめられない功績22である。」と。それで田子は追撃をやめた。林子は相國府の参軍となり、以前と同様の任務をつかさどった。林子の武威の評判は遠くまで聞こえ、三輔地方は動揺し、関中の豪族らは、情勢をみて林子につきたいと申し出た。西州の人李焉らはみな林子のために手柄を立てたいと求め、孫姐羌などの諸種族や姚泓の親屬までが、こぞって林子に帰順した。劉裕は、林子が後秦平定に手腕を発揮したので、しきりに書状を賜わってほめたたえたとともに、帰順してきた者を手厚く受け入れるように命じた。長安が平定されると、敗残の羌族十余万口は、西の隴上に逃走したので、林子は追討して寡婦水に至り、転戦して槐里に達し、槐里における戦闘に勝利して、何万という捕虜をえた。

劉裕の大軍が長安を撤退するに際し、林子は石門23で水軍を率い、撤退を援護した。林子が帰還すると、朝議は林子

を一州八郡の長官に任命しようとしたけれども、劉裕は林子の才智を重んじて、地方官に出させなかったのである。そのため林子は出仕以来、軍事上の要職をつかさどり、戦争の行われている地点でない限りは、地方官となることはなかった。後に劉義隆（劉裕の三男、文帝）が荊州の長官に任ぜられ、林子と謝晦とを府佐に任命しようという議があつた時、劉裕は「わしは急に二人にいなくなれるのはこまる。林子が行くなら、謝晦は出てはならぬ。」といった。そこで林子を義隆の西中郎將府の中兵參軍に任命し、新興太守を領職させた。林子の意見は考えが広く深く、陳述すると、劉裕は必ず賞賛した。大軍が彭城まで帰つてくると、林子は戦争が長引き、兵士たちも帰りたがっているので、深く現状に応じた施策を陳情し、あわせて「聖王が心がけることは、武威をふるうことではなくて、国を治め民を繁栄させることでありますから、一族を封建し、宿衛を嚴重にすべきです。」と述べた。劉裕は非常に感心してこの意見を受け入れた。そこへ突然、謝翼の謀反がおこつたので、劉裕は感嘆して、「林子にはなんと先見の明のあることか。」といった。劉義隆が鎮西將軍に昇格すると、林子も鎮西將軍府中兵參軍に転じ、建威將軍・河東太守を加えられた。当時、劉裕は、夏（匈奴）と北魏（鮮卑・拓跋部）とが侵入してきたので、また親征を行おうとしていたが、林子が固く諫めたので、劉裕は「わしはもう自分で征伐に行くことはないだろう。」と答えた。

劉裕が即位すると（四二〇）、革命をたすけた功績によつて、漢壽郡伯、食邑六百戸に封建され、固辞したが、許されなかった。傅亮⁽²⁷⁾は林子に次の内容の書状を送った。「封爵を与えて勲功に酬いるのは、歴代不変のきまりであり、封賞が授与されるのは、皇帝の選定にかかるものである。皇帝陛下の委任のお気持ち、忠義を期待することは、まことに国家と命運をともしてもらいたいということなのであり、それゆえ諸君らをひろく内外に封建するのである。足下は謙讓の気持ちをおもちのようだが、どうして自分だけ君子でいることができようか。」と。鎮西府の諮議參軍に任

命され、建威將軍・河東太守には留任した。まもなく召されてしばらく都へ出向した際、中兵參軍の職務を担当して録事參軍王華の副官を務めた。⁽²⁸⁾ 皇帝（劉裕）は、林子が清廉公正・勤勉儉約であるということで、何度も賞賜を与えたが、みな親戚や旧知に分け与えた。家には余財なく、生計に関する事を口にしたこともなく、親戚の孤児や貧しい者はすべて林子を頼った。母の喪にあい、呉興に帰って葬儀を行った時、皇帝みずから弔問し、使者が頻々と訪れた。葬儀が終わると、次のような詔があつた。「軍事・国政上の職務が山積しており、中央にも地方にも人材が必要である。前鎮西諮議・建威將軍・河東太守沈林子は三年の喪に服してはならない。⁽²⁹⁾ 輔国將軍として起復すべきである。」と。林子は固辞したが、許されず、「墨詔」を賜わつて、毎月一日と十五日にも朝廷に参上しないことを許され、⁽³⁰⁾ 軍事・国政上の大事があるたびに、林子に諮問した。当時、領軍將軍謝晦が信任をえて国政を担当しており、⁽³¹⁾ 謝晦が病気で休暇をとるたびに、林子を召して代行させた。林子は喪に服すこときわめて孝行であり、皇帝は非常に心配した。しばらくして林子が病気になる、と、皇帝は林子が孝行のあまり泣いて体力を消耗させてはならないと思ひ、強制して宮廷に宿直させ、日夜なぐさめた。諸公に命じていうには、「林子の孝行は人並みはずれておるのだから、おまえらはしばしばなぐさめてやるようにせよ。」と。かなり回復したので、宮廷を出た。皇帝がまもなく病気になる、と、勅命により宮廷に宿直して看病したが、林子も病気が悪化したので宮廷を出た。永初三年（四二二）、死去、四十六才（三十六才⁽³²⁾）であつた。諸公は皇帝が林子のことを非常に心配しているのを知つていたので、事実を伝えたなら、きつと体にさわるほど悲しむと思ひ、林子について尋ねられるたびに、病気で家に帰つておりますと答え、皇帝から林子への直々の質問があつた場合にも、林子の回答ということにして答えておいた。皇帝はまもなく崩御したが、とうとう林子の死を知らなかつた。林子には顯官用の棺材・朝服ひとそろい・衣ひとそろい・錢二十万・布二百匹が下賜された。詔し

ていうには、「故輔国將軍沈林子は、人柄がまじめで、功績も顯著であつたが、才能や志を十分に發揮できず亡くなり、残念であつた。征虜將軍を追贈すべし。」と。これは担当官が慣例に従つたのである。元嘉二十五年（四四八）、懷伯という諡を与えられた。

林子はゆつたりとして清廉で、世俗の雜事にかかわろうとせず、謙讓の美德が家族に著われ、從軍中においても、軍事に言及しなかつた。著した詩・賦・贊・三言・箴・祭文・樂府・表・牋・書記・白事・啓事・論・『老子』一百一十一首。文帝は後に林子の文集を読み、嘆息して、「この人が公（大臣）となつたなら、王弘の後継者となつていたにちがいない。」といった。子の邵が嗣いだ。

注

(1) 『後漢書』列伝五六王允伝に、

王允字子師、太原祁人也。世仕州郡為冠蓋。同郡郭林宗嘗見允而奇之、曰「王生一日千里、王佐才也。」遂與定交。とある。

(2) 『宋書』卷三一、五行志二に、

隆安五年夏秋、大旱、十二月不雨。……晋安帝元興元年七月、大饑、九月十月不雨。

とあり、『晋書』卷十安帝紀隆安五年の条に、

是歲、饑、禁酒。

とあつて、隆安五年（四〇一）から翌元興元年にかけて、江東地方（東土、三吳）は飢饉となつた。『資治通鑑』卷一二元興元年正月の条にも、

東土遭孫恩之乱、因以饑饉、漕運不繼。

訳注『宋書』沈約自序 (一)

とあり、『魏書』卷九七桓玄伝には、

東都既由兵掠、因以飢饉、死者甚衆。三吳戸口減半、會稽則十三四、臨海・永嘉死散殆尽。諸旧富室皆衣羅縠、佩金玉、相守閉門而死。

とある。佐久間吉也『魏晉南北朝水利史研究』（開明書院、一九八〇）一八八、二〇二頁を参照。

- (3) 原文は、中華書局標点本では、「劉牢之・高素之放縱其下」となっていて、「高素之」を人名とするが、百衲本・南監本では、「劉牢之・高素之徒放縱其下」、殿本では、「劉牢之・高素之徒縱其下」となっており、人名は「高素」である。I 曾祖父穆夫までの呉興の沈氏の系譜には、「高素」（訳注『宋書』沈約自序（一））（『北大文学部紀要』四六一、一九九七）三三頁）とみえていることもあつて、中華書局標点本にはよらず、「高素」とする。なお、高素については、田余慶『劉裕と孫恩』（『東晋門閥政治』北京大学出版社、一九八九所収）の第二節「北府將樂安高氏」に詳細な分析がある（二九七頁以下）。

- (4) 『宋書』卷一武帝紀上にも、

于時東伐諸帥、御軍無律、士卒暴掠、甚為百姓所苦。唯高祖法令明整、所至莫不親賴焉。と、同様の記述がある。

- (5) 西田太一郎『中国刑法史研究』（岩波書店、一九七四）は、魏晉南北朝時代における復讐の禁令を列挙したうえで、「このように繰り返して復讐の禁令が出されているのは復讐の多かった証拠であるが、実に復讐はますます義事とされ、その多くは罪を減免されているのである。」（一〇一頁）と述べる。日原利国『春秋公羊伝の研究』（創文社、一九七六）に、「漢の国法は復讐を禁じ私闘の解消をはかったが、実際には頻りと行なわれ、しかも常に社会の絶賛を博したのであった。」（七二頁）といわれる漢代の状況と基本的には同じとみてよいであろう。

- (6) 劉毅は、元興三年（四〇四）三月の反桓玄クーデター成功の後、冠軍將軍に任ぜられ、義熙元年（四〇五）三月、江陵平定後に、撫軍將軍に昇進した（『晋書』卷八五本伝、『資治通鑑』卷一一四によれば左將軍）。「板」とは、府主である將軍自らの裁量で任命すること。越智重明『魏晉南朝の板授について』（『東洋学報』四九卷四号、一九六七）を参照。

- (7) 『宋書』卷一武帝紀上に、

（義熙）四年正月、徵公入輔、授侍中・車騎將軍・開府儀同三司・揚州刺史・録尚書、徐兗二州刺史如故。表解兗州。

とある。川勝義雄「劉宋政權の成立と寒門武人」(『六朝貴族制社会の研究』岩波書店、一九八二所収)三二四頁注一八に指摘するように、劉裕の揚州刺史就任に際しては、劉裕のライバルである劉毅派の抵抗があり、劉毅派は名門出身(陳郡の謝氏)の謝混を揚州刺史に推していた。結局、劉裕が揚州刺史に就任したことで、劉裕派優位が確定する。劉毅派はその後も勢力挽回をねらっていたが、義熙八年には肅清される。

- (8) 『宋書』卷三九州郡志一、南徐州、南彭城郡、薛県の条に、

義旗初、免軍戸為建熙県、永初元年、改從旧名。

とある。この軍戸(兵戸)を解放して建てた建熙県民が沈林子の率いる部隊の中核をなしたとすれば、この建熙県令領職は後の南燕討伐以後も継続したはずであるが、その確証はない。

- (9) 原文は「鎮軍」だが、劉裕は義熙四年九月以降、中軍將軍となつていたので、「中軍」と改める。

- (10) 『宋書』卷一武帝紀上、義熙六年五月の条に、盧循軍の建康攻撃の際のこととして、

使寧朔將軍索邈領鮮卑具裝虎班突騎千余匹、皆被練五色、自淮北至于新亭。賊並聚觀、咸畏憚之。

と、南燕滅亡後、東晉軍に組み込まれた虎班突騎の状況を伝えている。

- (11) 『宋書』卷四七劉敬宣伝に、

(義熙)五年、高祖伐鮮卑、除中軍諮議參軍、加冠軍將軍。從至臨朐、慕容超出軍距戰、敬宣與兗州刺史劉藩等奮擊、大破之。龍驤將軍孟龍符戰沒、敬宣并領其衆、困廣固、屢獻規略。

とある。

- (12) 『魏志』卷十八李通伝に、

太祖與袁紹相拒於官渡。紹遣使拜通征南將軍、劉表亦陰招之、通皆拒焉。通親戚部曲流涕曰、「今孤危獨守、以失大援、亡可立而待也。不如亟從紹。」通接刺以叱之曰、「曹公明哲、必定天下。紹雖彊盛、而任使無方、終為之虜耳。吾以死不貳。」即斬紹使、送印綬詣太祖。とある。

- (13) 『宋書』卷一武帝紀上、義熙六年五月の条に、

孟昶・諸葛長民懼寇漸逼、欲擁天子過江、公不聽、昶固請不止。

訳注『宋書』沈約自序 (二)

とある。

(14) 『後漢書』列伝十一耿純伝に、

会王郎反、世祖自蓟東南馳、純與從昆弟訢・宿・植共率宗族賓客二千余人、老病者皆載木自隨、奉迎於育。

とある。

(15) 『魏志』卷十八李典伝に、

典宗族部曲三千余家、居乘氏、自請願徙詣魏郡。太祖笑曰、「卿欲慕耿純邪。」……遂徙部曲宗族萬三千余口居鄴。

とある。

(16) 查浦については、『晋書』卷六六陶侃伝に、

查浦地下、又在水南。

とみえ、『資治通鑑』卷一一五、義熙六年五月の条の胡注に、

查浦在大江南岸、近秦淮口。

とみえる。本文の後文に、盧循軍が秦淮河の南岸に上陸すると、查浦を準備していた沈林子・徐赤特の部隊のうち徐赤特が攻撃をかけ、敗北して北岸に逃げたというから、查浦は秦淮河の南岸の河口付近にあったものとみられる。都築晶子訳注「六朝時代の宗教叛乱」(『中国民衆叛乱史1』、平凡社「東洋文庫」、一九七八所収)一四一頁の地図では、疑問符を付しつつ秦淮河の北岸に比定されているようであるが、南岸ではなからうか。

(17) 『宋書』卷四八朱齡石伝に、

盧循至石頭、領中軍。循選敢死之士數千人上南岸、高祖遣齡石領鮮卑步稍、過淮擊之。率厲將士、皆殊死戰、殺數百人、賊乃退。とある。

(18) 『宋書』卷四五王鎮惡伝には、

出爲安遠護軍・武陵内史。……蛮帥向博抵根拠阮頭、屢爲凶暴、鎮惡討平之。初行、告(荊州)刺史司馬休之、求遣軍以爲声援、休之遣其將朱襄領衆助鎮惡。会高祖西討休之、鎮惡乃告諸將曰、「百姓皆知官軍已上、朱襄等復是一賊、表裏受敵、吾事敗矣。」乃率軍夜下、江水迅急、倏忽行數百里、直抵都尉治。既至、乃以竹籠盛石、堙塞水道、襄軍下、夾岸擊之、斬襄首、殺千余人。鎮惡性貪、

既破襄、因停軍抄掠諸蠻、不時反。及至江陵、休之已平、高祖怒、不時見之。とあり、自序に記載される出奔の記述はみられない。

(19) 『宋書』卷二武帝紀中、義熙十二年正月の条に、

加領平北將軍・兗州刺史。增都督南秦、凡二十二州。公以平北文武寡少、不宜別置。於是罷平北府、以併大府。とあり、さらに、同年十月には、征西將軍を領職している。

(20) 『魏志』卷十一国淵伝に、

破賊文書、旧以一為十、及淵上首級、如其實數。太祖問其故、淵曰、「夫征討外寇、多其斬獲之數者、欲以大武功、且示民聽也。河間在封域之内、銀等叛徒、雖克捷有功、淵竊恥之。」太祖大悅、遷魏郡太守。とある。

(21) 『漢書』卷五〇馮唐伝所載の馮唐の発言に、

魏尚為雲中守、軍市租尽以給士卒、出私養錢、五日壹殺牛、以饗賓客軍吏舍人、是以匈奴遠避、不近雲中之塞。虜嘗一入、尚帥車騎擊之、所殺甚衆。夫士卒尽家人子、起田中從軍、安知尺籍伍符。終日力戰、斬首捕虜、上功莫府、一言不相庇、文吏以法繩之。……且雲中守尚坐上功首虜差六級、陛下下之吏、削其爵、罰作之。とある。

とある。

(22) 原文「不賞之功」は、『史記』卷九二淮陰侯列伝の蒯生の言葉に、

且臣聞勇略震主者身危、而功蓋天下者不賞。……今足下戴震主之威、挾不賞之功、埽楚、楚人不信、埽漢、漢人震恐。とあるのに基づく。

(23) 石門については、『水経注』卷七「濟水」に、

濟水又東、合榮瀆、瀆首受河水、有石門、謂之為榮口石門也。……晋太和中、桓温北伐、將通之、不果而還。義熙十三年、劉公西征、又命寧朔將軍劉遵考仍此渠而漕之、始有激湍東注、而終山崩壅塞、劉公于北十里、更鑿故渠通之。今則南瀆通津、川澗是導耳。とある。

(24) 『宋書』卷五文帝紀に、

訳注『宋書』沈約自序 (一)

関中平定、高祖遷彭城、又授監司州予州之淮西兗州之陳留諸軍事・前將軍・司州刺史、持節如故、將鎮洛陽。仍改授都督荊益寧雍梁秦六州予州之河南廣平揚州之義成松滋四郡諸軍事・西中郎將・荊州刺史、持節如故。

とあり、『資治通鑑』卷一八義熙十四年正月の条に、

裕欲以世子義符鎮荊州、以徐州刺史劉義隆為司州刺史、鎮洛陽。中軍諮議張邵諫曰、「儲貳之重、四海所繫、不宜處外。」乃以義隆為都督荊益寧雍梁秦六州諸軍事・西中郎將・荊州刺史、以南郡太守到彦之為南蠻校尉、張邵為司馬・領南郡相、冠軍功曹王曇首為長史、北徐州從事王華為西中郎主簿、沈林子為西中郎參軍。義隆尚幼、府事皆決於邵。

とある。

(25) 『宋書』卷五文帝紀によれば、鎮西將軍進号は宋王朝成立以後のことであり、それは『宋書』卷三武帝紀下、永初元年八月戊午の条に、西中郎將・荊州刺史宜都王義隆進号鎮西將軍。
とあることによつて確かめられるから、自序の錯誤であろう。

(26) 『宋書』卷四五王鎮惡伝に、
以討劉毅功、封漢壽県子、食邑五百戸。

とあり、沈田子と鋭く対立して、田子に殺害され、田子も処刑される原因となつた王鎮惡がかつて与えられていたのと同じ封邑であることがわかる。なぜかかる封爵を林子に与えたのか、また林子の封爵辞退の理由にこのことが関係したのか、気になる所であるが、不明である。

(27) 『宋書』卷四三傅亮伝に、
永初元年、遷太子詹事、中書令如故。以佐命功、封建城県公、食邑二千戸。入直中書省、專典詔命。以亮任総国權、聴於省見客。
とある。

(28) 『宋書』卷五文帝紀に、
永初元年、封宜都王、食邑三千戸。進督北秦、并前七州。進号鎮西將軍、給鼓吹一部。又進督湘州。是歲入朝。時年十四。
とあるから、この永初元年の義隆の入朝に従つて都に來たのであろう。王華については、『宋書』卷六三本伝に、

太祖鎮江陵、以為西中郎主簿、遷諮議參軍、領録事。太祖進号鎮西、復隨府転。

とある。

- (29) 神矢法子『「母」のための喪服』（近代文芸社、一九九四）八頁に、喪服の種類として、「齊衰三年 母（但し父存世中は母のためには齊衰一年）」とある。

- (30) 中村裕一『唐代制勅研究』（汲古書院、一九九二）によれば、唐代の墨詔には、「皇帝の直筆の批答案や詔書案を指す場合と、手詔の別名の場合が存する」（三六一頁）といい、この場合は手詔の別名であろう。手詔は、大修館書店の『大漢和辞典』には、「天子御直筆のみことのり」とあるが、皇帝直筆の詔書が公布されることはないの、正確には「皇帝が直接に原案を起草した詔書とすべきであろう」（三四九頁）という。

- (31) 渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』（柏書房、一九九六）に、『魏書』卷二七穆亮伝を引いて、「晋令に『朔望（一日・十五日）に公卿を朝堂に集めて議政せしめる』とあって、晋代以後、朝堂での定期的な公卿議の開催が制度化されており、さらに北魏にも継承されていた」（三六頁）と指摘しており、かかる会議の開かれる日にも参上に及ばぬという特典を与えられたのである。

- (32) 『宋書』卷四四謝晦伝に、高祖受命、於石頭登壇、備法駕入宮。晦領游軍為警備、遷中領軍、侍中如故。以佐命功、封武昌縣公、食邑二千戸。……尋転領軍將軍・散騎常侍、依晋中軍羊祜故事、入直殿省、總統宿衛。とある。

- (33) 『宋書』卷三武帝紀下永初三年三月の条に、上不予。太尉長沙王道憐・司空徐羨之・尚書僕射傅亮・領軍將軍謝晦・護軍將軍檀道濟、並入侍医藥。とある。

- (34) 孫恩の乱（三九九）の時十三才であるから、三十六才。東道定雄『宋書物語』（日本図書刊行会、一九九七）一八七頁も「三十六才」とする。

- (35) 王弘は、元嘉三年より九年に死去するまで録尚書事（宰相）の地位にあつた。『宋書』卷五文帝紀、同書卷四二王弘伝を参照。

Ⅶ、沈邵とその子孫

沈邵は字を道輝といい、すがたが美しく、文史にわたる書物を読んだ。林子の爵（漢寿亭伯）をつぎ、駙馬都尉・奉朝請となった。文帝（劉義隆）は林子との君臣関係によって邵を宮中に召した。邵は宮中に入り拝謁すると涙を流し、文帝も悲しみにたえられなかった。ちょうど強弩將軍に欠員があつたので、文帝は録尚書劉義康に詔して、「沈邵は人柄は悪くないし、わしは林子と非常に親密であつたことでもあるので、欠員に補充してほしい。」といった〔原注〕この事は宋の文帝の中詔にみえる。それで強弩將軍を拝命することとなった。地方に出て鍾離太守となり、鍾離郡において「惠政」を行つたので、淮水兩岸の人民はその政治を慕つて、遠近となく集まつてこない者はなかった。以前、鍾離郡には市が無かつたが、当時南兗州刺史であつた劉義恭が文帝に上啓して市を設置した〔原注〕この事は宋の文帝の中詔にみえる。劉義恭はさらに文帝に上啓して、「盱眙太守劉顥真が解任を願ひ出ております。沈邵はさきに赴任して治績があり、民衆の評判もよいので、もし鍾離太守から続けて盱眙太守の任をお授けになれば、立派な太守となるに十分でしょう。」といった。文帝は許さず、「沈邵は何年も中央にもどることを願つておるのに、またかかる『流遷』を行つたりしたら、きつと大いに不満であるに相違ない。」といった〔原注〕この事は宋の文帝の中詔にみえる。文帝は揚州に命じて邵の弟亮を辟召させたが、邵は従弟の正が早くに父をなくしていたので、その恩を正に移すことを願ひ、文帝は褒めてこれを許可した。鍾離太守に六年在任して、中央にもどり劉義季（右將軍・南徐州刺史）の右將軍府の中兵參軍となった。劉渚が初めて後將軍府を開くと、後將軍府の中兵參軍となった。劉義季が荆

州刺史として江陵に赴任し、安西將軍府の中兵參軍が久しく欠員となっていたので、文帝に上啓して人材を求めた。文帝は、「意にかなう人材は得難い。沈邵は軍事の経験はないが、腹心であり、鍾離太守を経験し、後將軍府においても、官房が非常によく治まっているというから、沈邵を派遣しようかと思う。」と答えたが、その事は実行されなかった。「(原注) この事は宋の文帝の中詔にみえる」。中央に入り通直散騎侍郎となった。当時、文帝は行幸することが多く、帰りは夜間にかかることもあったので、邵は上啓して意見を述べ、それで文帝は外出をひかえるようになった。そのほかにも政治上重要な案件につきひそかに意見を述べ、文帝はみな聞き入れ、深く寵愛をもって待遇し、一日中側近にあつて、外出の際に、文帝と同乗を命ぜられることがあつた。文帝が南郊の祭祀を行つた時には、特に邵に詔して侍中を兼ねて玉璽をたずさえ、侍中にかわつて同乗するように命じた。大將軍劉義康が予章に出鎮した時、申謨が中兵參軍となつて、予章城の防備を担当することとなり、劉紹が江州刺史となつて、邵を南中郎府録事參軍・行府州事に任命することとなつたが、たまたま申謨が不幸にあつたため、邵が申謨に代わつて大將軍中兵となり、寧朔將軍を加えられた。「(原注) この事は宋の文帝の中詔にみえる」。邵が予章へ赴任すると、文帝は邵を信頼して、交替せず、録事參軍を兼任して、城局も領職させた。後に義康が解任されると、邵は改めて劉紹の南中郎參軍となり、寧朔將軍には留任した。義康が安成郡(江州)に配流されると、邵は寧朔將軍・安成相となった。安成郡ではおだやかでいつくしみと信頼のある政治を行つて、当地の住民に慕われた。郡民王孚は學業に専念し、その志や行いは江州で評判であつたが、邵が赴任してまもなく、孚は死去した。邵は孚に孝廉を贈り、次のような命令を出した。「前文學主簿王孚は行いが清らかでまごころがあり、贅沢や競争とは無縁に、學問にはげみ、老いてますます熱心であつた。重要な職務を授けようとしていた矢先に、不幸にも亡くなつた。孝廉の檄をあたえ、犠牲を供えるようにせよ。はるか

に延陵の季子⁽¹⁾の故事を想い、私の初志を遂げるように。」と。邵は孤児や老人を救済し、農業を奨励したので、何度も賞賜を受けた。邵が重病となるや、使者が続々とやってきて、宮中の医者・上等の薬・ごちそう・遠方のめずらしい食べ物・金・絹・衣類などが絶え間なく届いた。元嘉二十六年(四四九)、死去⁽¹⁵⁾、四十三才。文帝は非常に悲しんだ。子の侃がつぎ、劉休祐の驃騎中兵參軍・南沛郡太守にまでなった。侃が死去し、子の整が爵をつぐはずであったが、宋から斉への禪讓革命にあたって、封国(漢寿県伯)は廃止となった。

注

(1) 『宋書』卷四〇百官志下に、

積射將軍。強弩將軍。……自驃騎至強弩將軍、先並各置一人、宋太宗泰始以來、多以軍功得此官、今並無復員。

とあり、泰始年間(四六五〜四七二)以前は定員一名であった。第五品官。

(2) 劉義康は文帝(義隆)のすぐ下の弟(劉裕第四子)であり、元嘉六年より、十七年に文帝と対立して失脚するに至るまで、録尚書事として政治の実権を握った。安田二郎『元嘉時代史への一つの試み——劉義康と劉劭の事件を手がかりに——』(『名古屋大学東洋史研究報告』二、一九七三)を参照。

(3) 東晋次『後漢時代の政治と社会』(名古屋大学出版会、一九九五)によれば、後漢後期には、尚書を経由せず、「皇帝の直接的命令として、『中詔』が宦官によつて発せられ、それによつて儒家官僚の政治活動や提言が抑制・拒否され」たという(二四二頁)。南朝の中詔は、唐代の手詔(慰勞詔書)と同様、「門下省の審議、すなわち門下省への送付を要せず、発効した」詔で、中書令・中書侍郎・中書舍人が起草に関与した(中村裕一前掲『唐代制勅研究』二七三頁)と考える。越智重明『魏晋南朝の貴族制』(研文出版、一九八二)も中詔は「中書省でつくる」(三七三頁)としている。

(4) 葭森健介「清簡」と「威恵」——魏晋官僚の一考察——(『名古屋大学東洋史研究報告』八、一九八二)によれば、「恵政」の内容は、「農業の振興、貧民、流民等の救済、民衆の教化等である」(一四頁)。

- (5) 劉義恭は、元嘉九年から十七年まで、南兖州刺史に在任（『宋書』卷六一武三王・江夏王義恭伝）。
- (6) 劉義季は、元嘉九年に、右將軍・南徐州刺史となり、十六年まで在任して、安西將軍・荊州刺史に転任（『宋書』卷六一武三王・衡陽王義季伝）。南徐州刺史在任中は石頭戍事を領して都にいたと考えられる。
- (7) 劉渚は、元嘉十六年に、後將軍・湘州刺史に就任（『宋書』卷九九、二凶伝）。
- (8) 原文「房中」を官房と訳すことについては、越智重明「州將蕭衍の拳兵をめぐる」（『軍事史学』九、一九六七）二八～二九頁を参照。
- (9) 金子修一「皇帝制度」（『魏晉南北朝隋唐時代史の基本問題』汲古書院、一九九七所収）によれば、「東晉になると冬至・夏至の郊祀は廃止されて南郊は再び正月のみとなり、南朝の各王朝に引き継がれた。……また東晉で、郊祀を隔年ごとに行う二年一郊の制度が採用され、やはり南朝に継承された。これらの郊祀は、各王朝とも即位の翌年を起点として皇帝の親祭で実施する場合が多かった。」（一八三頁）という。
- (10) 『宋書』卷六八武二王・彭城王義康伝に、
十七年十月、乃收劉湛付廷尉、伏誅。……其日刺義康入宿、留止中書省、……改授都督江州諸軍事・江州刺史、持節・侍中・將軍如故、出鎮豫章。……薛州、見許、增督廣交二州湘州之始興諸軍事。
とあり、予章出鎮は実権の剝奪であった。
- (11) 劉紹は、元嘉二十一年に南中郎將・江州刺史となり、二六年まで在任（『宋書』卷六一武三王・廬陵王義真伝附紹伝）。
- (12) 申謨については、『宋書』卷六五申恬伝に、
恬兄謨、與朱脩之守滑台、為虜所沒、後得叛還。元嘉中、為竟陵太守。
とある以外不明だが、申恬について、
召拜太子屯騎校尉、母憂去職。二十一年、……
とあることから、不幸とは母の喪であることがわかる。
- (13) 『宋書』卷六八武二王・彭城王義康伝に、
二十二年、太子詹事范曄謀反、事逮義康。……於是免義康及子泉陵侯允・女始寧豐城益陽興平四郡主為庶人、絶属籍、徙付安成郡。

訳注『宋書』沈約自序 (二)

以寧朔將軍沈邵為安成公相、領兵防守。
とある。

(14) 春秋、呉の季札のこと。季札は徐国の君に劍を贈ろうとしたが、徐君は既に死んでいたので、劍をその墓の木にかけて初志を遂げた。

『史記』卷三一呉太伯世家を参照。

(15) 『宋書』卷六八武二王・彭城王義康伝に、

二十四年、予章胡誕世・前呉平令袁憚等謀反、襲殺予章太守桓隆・南昌令諸葛智之、聚衆掘郡、復欲奉戴義康。太尉録尚書江夏王義恭等奏曰、「……臣等參議、宜徙廣州遠郡、放之辺表、庶有防絶。」奏可、仍以安成公相沈邵為廣州事。未行、值邵病卒。
とある。

VIII、沈璞

沈璞は字を道真といい、林子の子である。幼児のとき、心が静かで落ち着いていて、凡人と異なるところがあった。文帝は林子に、「君の子供は非凡な器だと聞いているが、ぜひ会いたいものだ。」といった。林子が璞をお目通りさせると、文帝は璞の応対をすぐれていると思い、林子に「この子は非凡だ。」といった。十才ばかりで、その知識度量には大成の趣があり、学問を好んであきることがなく、文章がうまく、時に記憶力のよさを発揮した。いろいろな事をよく知っており、璞の見たり聞いたことについては、誰も欺くことができないほどであった。家事をよく治めたので、親戚は璞を頼りにした。二十才のとき、呉興太守王韶之⁽¹⁾が二度辟召したが、就任しなかった。張邵が呉興太守になると、また辟召して主簿に任命し、その後、南平王国の左常侍⁽³⁾に任命された。文帝が面接して、「わしは昔

幼くして州鎮長官となったとき、おまえの家は親要の地位にあつてわしを補佐してくれた。今回の人事は、おまえを軽んじてのことではないのだ。南平王（文帝第四子、劉鐔）の家の事は、一切おまえにまかせるから、王国の官は清官のコースにはずれているからといって不満をいだいたりしてはいけない。」といった。元嘉十七年（四四〇）、劉濬（文帝第二子）が揚州刺史となるや、文帝の劉濬に対する寵愛は格別であり、沈璞を揚州主簿に任命した。当時順陽出身の范曄が長史（後將軍府）として、揚州の事も代行していた。范曄はかなり粗忽な性格であつたので、文帝は璞を召して、「神畿である揚州の政治は容易でないことに加え、濬は幼年で長官となつたので、万人が行く末を注視しているから、賞罰の得失については、特別慎重に考慮すべきである。范曄は粗忽であり、きつと同意できない点が多いに相違ない。おまえこそ腹心として信頼するところなのだから、ひそかに心がけるようにすべきである。彼は長官代行ではあるが、実際はおまえに委任するのだ。」といった。璞は重要な任務待遇を与えられたので、日夜おこたらず、意見があると、ひそかに上啓し、実行の段階では、必ず文帝から命令を出してもらつた。范曄は文帝が揚州の政治に留意し観察しているのだと思つて、いつそう恭順慎重にふるまつたが、沈璞と文帝の關係には氣付かなかつた。揚州主簿に在職すること八年、揚州は大いに治まり、民衆に非難の声があがらなかつたのは、璞の力である。元嘉二十二年、范曄は謀反事件をおこして誅殺され、当時は劉濬が自ら政務をとるようになっていたとはいへ、州の事は一切璞にまかせていた。文帝はくつろいで劉濬に次のようにいつた。「沈璞は政務においては少しのあやまちもなく、家にあつては孝友の評判があり、學問は優秀で才能も十分であり、文章もすばらしいというのに、落ち着いて静かにして、名譽を求めようとしないのは、非常に佳い。おまえはひたすら沈璞に政務を委ねておればよいので、面談をするように。」と。劉濬はもともと沈璞を評価していたが、さらに文帝のこの意向にも従つた。璞が「旧宮賦」を作つたおり、

久しく完成しなかった。劉渚は璞に書状を与えて、「おまえはいつも文章を速く仕上げるのに、『旧宮』は長くかかることだなあ。もうすぐできるのであろう。」といった。璞は事のついでに返事をして「旧宮賦」を示し、すばらしい出来映えであった。劉渚は重ねて書状を与え、「おまえは長いこと考えていたので、さきにいささかお見舞いの手紙を出したら、返事ですばらしく、しかも長大な作品を示してくれた。昔曹植は『筆をおろせば文章ができる』といったが、文章家の誇大なことばと思っていた。今のことをこのことと比べてみて、やつとそれが本当なのだとわかった。作品を手にとってみて満足し、何度も繰り返しみている。わしは前漢の楚元王交の門に申公・白生のような賓客が満ち、梁孝王武のもとに枚乘・司馬相如のような賓客が連なっていたのには及びようもなく、喜びと恥ずかしさがいりまじった思いをひたすら深くするばかりである。いささかつまらない書状によって、面談に代える次第。」といった。さらに主簿の顧邁・孔道存に次のような書状を与えた。「沈璞は久しく考え年を越したが、おまえたちは考えること数十日、文章のすぐれた美しさは、まことに昔と同じであった。さきにいささかこのことについて尋ねたところ、長大な返事があり、文章はすぐれていて、非常に満足した。部下にこのような人材がいることを喜びつつ、かえりみてわが身に徳もないのに賞賛されるのを恥ずかしく思う。また少しの文章を書いて、璞に気持ちを伝えた。いささか短い手紙によって、おまえらにその気持ちを知らせる次第。」と〔原注〕この書状の真本はまだ存在する。劉渚が成長したので、璞は固く辞職を求めた。文帝は許可はしたものの、たいそう不満であり、璞を劉渚の始興国大農に転任させ、まもなく秣陵令に任命した。

時に天下は豊かで、四方から人が集まり、都の建康・秣陵二県は、治めにくいと評判であった。璞は厳格に部下を統制し、公平に人物を処遇したので、悪賢い下級官吏もなりをひそめ、狡猾な民も恐れを知った。町の輕俠無頼や博

徒酒客が財利をめぐる争い、みだりに誣告し、判決を下すことができないでいたケースについても、璞はみなその当事者の姓名を記憶し、巧みにいつわった事情なども、是非を探って摘発し、それぞれ証拠を示し、甲の事件を追究しているうちに乙の事件が解明され、東の事件を調査しているうちに西の事件が自然と明らかになるということもあって、裁きに服さない者はなく、神のようであつた。病気で退職した際、文帝は手厚く見舞つてくれ、賞賜も非常に多かつた。劉濬が南徐州刺史となつた時、璞に「わしは南徐州に出るので、おまえは寝たままでわしを補佐してほしい。」といつた。文帝は劉濬に詔して、「沈璞は長年主簿を務め、また国卿（大農）も経験しており、軍府の行参軍になつたことはないが、今回はもとより正参軍とすべきではないか。もしそうであるなら正参軍として中兵以外の部局に任命しておいて、中兵のことを兼任させればよいし、そうでなければ、行参軍として中兵担当に任命すれば、選挙の体例上優遇しすぎということにはならないだろう。」といつた〔（原注）この事は宋の文帝の中詔にみえる〕。そこで正参軍に任ぜられた。

まもなく宣威將軍・盱眙太守に転任した。当時、文帝の派遣軍による北伐が行われており、彭城・汴水方面は安全であつた。璞は、「強大な北魏との対陣であるから、戦況は予測不能であり、盱眙郡は淮水沿岸の交通の拠点に当たっているから、城壁を修理し、堀を深くし、木材石材を集め、塩や米を備蓄して、北伐軍が勝てなかつた時の準備をすべきである。」と意見を述べた。郡の属僚らはみな同意せず、朝廷の意向も璞の意見は過剰な配慮とみなした。突然、北魏軍が大挙侵入してきて、鮮卑・拓跋部の大將拓跋燾（太武帝）が自ら歩兵・騎兵数十万を率い、六州を踏み荒し、都はこのため恐慌状態となり、各地の長官や都市も、恐慌状態にならないものはなかつた。腹心らは璞に都へ帰ることを勧めたが、璞は「もし敵が大軍であれば、小さな盱眙の町など見向きもしないから、心配はない。もし肉薄して

攻めてきたなら、捕虜にしてやる。諸君はかつて数十万人が一箇所に集まって敗北しなかった事例を見たことがあるだろうか。昆陽の戦いや肥水の戦いは、明らかな前例である。これこそわしが国恩に報いる時、諸君が侯爵に封建される日である。」といった。属僚らは璞が落ち着いており、璞の家族の老人や幼児が盱眙に留まっているのを見たので、人情はやつと落ち着いた。二千の精銳を集めることができると、諸將に「十分である。敵がここを通過しないのではないかということだけが気掛かりだ。」といった。北魏軍が淮水を渡ると、宋の諸軍の將帥、毛熙祚・胡崇之・臧澄之らは、北魏軍に撃滅され、殺されない者はないほどだったが、輔国將軍臧質だけがやつとのがれ、散卒千余人を集めて盱眙城にやつてきた。⁽¹⁶⁾属僚らは璞に次のようにいった。「もし敵を攻めないなら、軍勢は必要ありませんし、もし敵が攻めて来るなら、城中には現在の兵力しか収容できません。土地が狭いのにな人が多いと、たいてい悪いことがおこります。それに敵は多く味方は少ないことは、周知の通りで、攻撃と守備とで条件がちがうとはいいいまでも、強弱はほぼわかります。困難を知って退くことは、用兵の要点です。もし臧質の軍勢によつて敵を退け城を守ったなら、すべての功績は我々のものではなくなりますし、もし敵を避けて都に帰らなければならなくなったら、かならず船が必要で、そうなると船をめぐつて争いがおこり、悪いことがおこるだけです。今は門を閉ざして受け入れてはいけません。それがよいはありませんか。」と。璞が嘆いていうことには、「そうではない。敵が城に攻め入ることができないことは、諸君のために保証しよう。船で逃げるという計は、とくにやめた。敵の残虐さは、未曾有のことで、殺して皮を剥ぐ刑は、皆が見た所で、捕虜の中で幸運な者でも、北国に連行されて奴隸にされるだけである。臧質軍は烏合の衆だが、このことを心配しないわけにはいかない。いわゆる同じ船に乗り合わせれば胡も越も協力しないわけにはゆかない⁽¹⁷⁾ということである。今は人が多ければ敵の退却は早まり、人が少なければ退却は遅くなる。わしはどう

して功を独占せんとして攻撃の手をゆるめたいと思つたりしようか。」と。それで門を開いて臧質を迎え入れた。臧質は城の守りが固く、城中の人々が団結し、食料が豊富で、武器が山積しているのを見て、大いに喜び、軍勢はみな万歳をとなえた。北魏軍は到着すると、四面より蟻のように集まって城を攻めた。璞は臧質と適宜応戦し、三十日守りぬき、敵の大半を殺したので、拓跋燾は逃走した⁽¹⁸⁾。これを追撃しようという者があつたが、璞は「今兵士は多くなく、しかもにわかに集めたもので、固守するには十分だが、攻撃というわけにはいかない。船を整え淮水を渡ろうとするようにみせ、敵の逃走を早めるようにすべきで、実際に戦う必要はない。」といい、みな納得した。

臧質は、璞が城主なので独自に戦果報告書を提出させたが、璞は謙虚な性格で、功績を臧質に譲つた。自分で報告書を提出しなかったのに加え、臧質の報告書も璞には言及しなかった。文帝は璞の功績を喜び、勅使を派遣して十分に褒賞した。文帝はさらに別に詔して、「近ごろ危急に際して、老人や子供たちが非常に心配だつたのではないか。おまえのその時のことを思つても想像しがたい。人民の流転した者ももう帰還し、運送部隊もまもなくつくはずであるから、おまえが適宜救済するようにせよ。」といった。劉渚も璞に書状を与えているには、「狡猾な鮮卑は狂つて凶暴にふるまい、自分で都の近くまで死にに来て、將軍は殺され、酋長も負傷し、まことに天威のほろばす所で、おまえたちの忠勇のおかげである。わしは防衛⁽¹⁹⁾のための素質がなく、領域が荒れ民がおとろえる結果を招き、過大な任務を負つた⁽²⁰⁾という恥は、まことにわが責任である。近ごろ退任して謝罪することを願ひ出たが、許されなかつた。おまえに報告する次第。」と。宣城太守王僧達⁽²¹⁾が書状を璞に与えているには、「足下のごきげんはいかが。役所も平安で、兵士や軍馬も変わりないことと存じます。離別以来、音信もなく、あれこれ心配して、気苦労がつりました。さきごろ鮮卑が暴れて辺境を略奪し、通信も商人もとだえ、辺境には到達できず、江淮地方は千里の遠くにへだたつてしま

いました。聞くところでは、長安方面は荒廃し、洛陽方面も頻繁に攻撃され、鳥のように集まってきては絃のように切れるという不安定さで、その害悪は古来激化しているそうです。さきごろ鮮卑が盱眙城を苦しめ、鮮卑兵が朝に食事をして晩には宿営し、激戦が展開され、足下は味方を励まし、勇士を統率して、軍勢は奮戦を願ひ、民衆もふたころなく、遂に孤立した城を固め、強敵を破り、死中に活路を見出されたとのこと。昔の田單や孫子も、²²どうしてこれにまさることがありましようか。商人や駅馬が通じるようになり、ほぼあましがわかつて、あなたの胆力・智力やすばらしい勇猛を賞賛しているところです。ほんとうにすばらしいことです。自分は近ごろ乱暴な蛮族が横行しているので忠義に命をかけようと思い、太守の官服をなげうって、都へとかけつけましたが、到着してみると、北魏軍は撤退しており、混乱の中に天子の徳による平和を享受し、また以前の務めを続けることができ、周室の忠厚の草木にまで及んだのをうたった『行葦』の詩のよろこびは、まことにわが初志にかなうものです。ただ道が遠く隔たり、心配を募らせるばかりで、このごろはいつも病臥して、心配と病氣とが重なってしまい、想いを書き送るのが遅れましたことをお許し下さい。」と。

盱眙から都へ召還されて、淮南太守に任命された。賞賜は手厚く、日夜宴会に招待された。朝士で璞の功績を言う者があると、文帝は、「臧質は姻戚であり、しかも年齢や序列も璞の先輩であるから、盱眙の第一の功績は、当然臧質のものである。沈璞は常に謙讓を心がけ、分をこえた賞を受けるのを心配しておるが、これは春秋の士燮²³と同じ気持ちである。」といった。当時、中書郎に欠員があり、尚書令何尚之が吏部を領職して、璞と謝莊・陸展を推挙したが、実行には至らなかった〔原注〕この事は宋の文帝の中詔にみえる。中詔は今全部朝廷に所藏され、法令書のように使用される。』

三十年（四五三）、皇太子劉劭が文帝を殺して即位すると、璞は号泣して、「わが一門は陛下の特別のご恩を受けてきたというのに、こんな運命にあうとは。はるかな上天よ。これはいかなる人なのか。」といった。日夜憂い嘆き、発病するに至った。その時、劉劭・劉濬政府は老人や子供を都へ送るように命令してきた。璞は非常に孝行な性格であったので、母が幽閉されると聞いて、むせび泣いて悲しみにたえられず、病気はとうとう悪化し、劉駿（文帝第三子、孝武帝）の義軍に参陣することができず、義軍が淮南郡の領域に至って、やっと迎えに出ることができた。これ以前、琅邪郡出身の顔竣は璞との交際を望んだが、璞はその気持ちにこたえず、竣は璞を恨むようになっていた。劉駿がもうすぐ都に到着という所で、竣は璞が義軍を迎えるのが遅れたことについて讒言し、これによって璞は不当にも処刑された。時に三十八才。璞の著した賦・頌・讚・祭文・誄・七・弔・四五言詩・牋・表は、みな混乱の中で散逸してしまい、今残っているのは詩筆雜文およそ二十首である。璞には子があり約という。

注

(1) 『宋書』卷六〇王韶之伝に、

景平元年、出為吳興太守。（徐）羨之被誅、王弘入為相、領揚州刺史。弘雖與韶之不絶、諸弟未相識者、皆不復往來。韶之在郡、常慮為弘所繩、夙夜勤厲、政績甚美、弘亦抑其私憾。太祖兩嘉之。在任積年、稱為良守、加秩中二千石。十年、徵為祠部尚書、加給事中。坐去郡長取送故、免官。十二年、又出為吳興太守。其年卒、時年五十六。

とある。

(2) 『南史』卷三二張邵伝に、

（元嘉）九年、坐在雍州營私畜收贓貨二百四十五萬、下廷尉、免官削爵土。後為吳興太守、卒。

訳注『宋書』沈約自序 (二)

とある。

- (3) 文帝第四子、劉鐔が南平王となるのは、元嘉十六年八月(『宋書』卷五文帝紀)。王国の官が下級貴族の起家官であることについては、中村圭爾『六朝貴族制研究』(風間書房、一九八七)一九一頁を参照。

- (4) 劉渚は、元嘉十七年十二月に揚州刺史となった(『宋書』卷五文帝紀)。

- (5) 『宋書』卷六九范曄伝に、

十六年、母亡、……服闋、為始興王渚後軍長史、領南下邳太守。及渚為揚州、未親政事、悉以委曄。尋遷左衛將軍・太子詹事。

- (6) 『魏志』卷十九陳思王植伝に、

太祖嘗視其文、謂植曰、「汝倩人邪。」植跪曰、「言出為論、下筆成章、顧當面試、奈何倩人。」とある。

- (7) 『漢書』卷三六楚元王伝、同書卷五一枚乘伝、同書卷五七上司馬相如伝上を参照。

- (8) 『宋書』卷四二劉穆之伝附瑀伝に、

始興王渚為南徐州、以瑀補別駕從事史、為渚所遇。瑀性陵物護前、不欲人居己上。時渚征北府行參軍吳郡顧邁輕薄而有才能、渚待之甚厚、深言密事、皆與參之。

とある。

- (9) 『宋書』卷五六孔琳之伝附道存伝に、

世祖大明中、歷黃門吏部郎、臨海王子項前軍長史・南郡太守。とあり、元嘉年間の記載はない。

- (10) 原文「閭里少年」。「少年」については、増淵龍夫「漢代における民間秩序の構造と仁俠的習俗」(『新版 中国古代の社会と国家』岩波書店、一九九六所収)九五〜九六頁を参照。

- (11) 劉渚は、元嘉二十六年十月に、征北將軍・南徐兗二州刺史に転任した(『宋書』卷五文帝紀)。

- (12) 原文は、百衲本・中華書局標点本では「房住」、南監本・殿本では「房任」であり、房任がよいだろう。中兵參軍が官房を掌ることに

つては、越智重明前掲「州將蕭衍の挙兵をめぐって」を参照。

- (13) 原文「多」が人事面での優遇しすぎを表わすことについては、『宋書』卷五七蔡興宗伝の次の用例を参照。

時薛安都為散騎常侍・征虜將軍。……興宗先選安都為左衛將軍、常侍如故。……太宰嫌安都為多、欲單為左衛。

- (14) 元嘉二十七年七月、王玄謨の率いる北伐軍が洛陽に向けて進撃を開始、劉義恭が彭城において諸軍を総統したが、十月には北伐軍が敗退し、北魏軍の攻勢が開始され、南兗・徐・兗・青・冀六州が壊滅的打撃を受けた。

- (15) 崑陽の戦いは、王莽の大軍が劉秀の軍に敗北した戦闘(二三年)。肥水の戦いは、前秦の苻堅の大軍が東晋軍に敗北した戦闘(三八三年)。

- (16) 『宋書』卷七四臧質伝に、

虜侵徐・豫、拓跋燾率大衆數十萬遂向彭城、以質為輔國將軍・仮節、置佐、率萬人北救。始至盱眙、燾已過淮、兗從僕射胡崇之領質府司馬、崇之副太子積弩將軍臧澄之・建威將軍毛熙祚亦受統於質。盱眙城東有高山、質慮虜剋之、使崇之・澄之二軍營於山上、質營城南。虜攻崇之・澄之二營、崇之等力戰不敵、衆散、並為虜所殺。虜又攻熙祚、熙祚所領悉北府精兵、幢主李灌率厲將士、殺賊甚多。隊主周胤之・外監楊方生又率射賊、賊垂退、会熙祚被創死、軍遂散乱。其日質案兵不敢救、故三營一時覆没。……三營既敗、其夕質軍亦奔散、棄輜重器甲、单士百人投盱眙、盱眙太守沈璞完為守戰之備、城内有実力三千、質大喜、因共守。

とある。

- (17) 『戰国策』燕二に、

胡與越人、言語不相知、志意不相通、同舟而凌波、至其相救助如一也。

- とあり、『資治通鑑』卷一二五元嘉二十七年十二月の条の胡注には、王弼の『周易略例』を引く。

- (18) 『宋書』卷七四臧質伝に、

二十八年正月初、燾自廣陵北返、便悉力攻盱眙。……如此三旬、死者過半。燾聞彭城斷其歸路、京邑遣水軍自海入淮、且疾疫死者甚衆。二月二日、乃解困遁走。

とある。

- (19) 原文「式遏」。『詩経』大雅、民勞に、

訳注『宋書』沈約自序 (一)

式遏寇虐、無俾民憂。

とあるのをふまえる。

(20) 原文「負乗」。『易経』解に、

六三、負且乘、致寇至、貞吝。

とあるのをふまえる。

(21) 『宋書』卷七五王僧達伝に、

服闋、為宣城太守。……元嘉二十八年春、索虜寇逼、都邑危懼、僧達求入衛京師、見許。賊退、又除宣城太守、頃之、徙任義興。

とある。

(22) 原文「田・孫」。『文選』卷四一陳琳「為曹洪與魏文帝書」に、

雖有孫田暴驚、猶無所救。

とあり、李善注により田・孫子であることがわかる。

(23) 『詩経』大雅、行葦序に、

行葦、忠厚也。周家忠厚、仁及草木。

とある。

(24) 『春秋左氏伝』成公二年伝に、

晉師歸。范文子(士燮)後入。武子曰、「無為吾望爾也乎。」対曰、「師有功、国人喜以逆之。先入必属耳目焉。是代帥受名也。故不敢。」

とある。

(25) 中詔の原本は朝廷に保管され、謄本が発信されたのであろう。中村裕一前掲『唐代制勅研究』の論事勅書についての指摘(六一八頁)

が参考になる。

(26) 『宋書』卷七五顔竣伝に、

世祖拳兵入討。転諮議參軍、領録事、任総外内、并造檄書。世祖発尋陽、便有疾、領録事自沈慶之以下、並不堪相見、唯竣出入臥内、断決軍機。時世祖屢経危篤、不任咨禀、凡厥衆事、竣皆専断施行。

とある。

IX、沈伯玉・沈仲玉

伯玉は字を徳潤といい、虔子の子である。温厚恭順でりっぱな行いがあり、文章の才能があった。若くして劉駿の武陵国侍郎に任命され、右常侍に転じ、南中郎行参軍に任命された。武陵国から南中郎将府に入って、文章の才能で知己を得、その文章は多く劉駿の文集にみえる。劉駿が即位すると(孝武帝)、員外散騎侍郎に任命されたが、拜命しなかつた。左衛將軍顔竣⁽¹⁾が辟召して左衛將軍府の司馬に任命した。地方に出て、句容令に補任され、在任中、有能という評判を得た。劉義恭の太宰行参軍となり、奉朝請謝超宗・何法盛と東宮で書物の校正に当たり、余姚令となり、中央にもどって衛尉丞⁽²⁾となった。孝武帝のものと部下は、みな出世昇任したが、伯玉は交際せず、毎月一日と十五日の朝廷における定例会議の日にも御機嫌うかがいをしなかつた。顔師伯・戴法興⁽³⁾らはみな孝武帝のものと部下となじみがあつたが、一切訪問せず、このため昇進しなかつた。孝武帝は伯玉の容貌が孔子の画像に似ているので、常に孔丘と呼んでいた。旧来の制度では、皇帝が出行する際、衛尉丞は門に宿直して、いつも軍服を着用することとなつていた。張永⁽⁴⁾は伯玉に、「この職はおまえの志にあわない。」といつた。王景文⁽⁵⁾も伯玉となじみがあり、皇帝におともして出行すると、伯玉を指差して孝武帝に、「孔丘が変な格好をしています。」というので、孝武帝は特別に伯玉が門に宿直する時には黒い衣服の着用を許可した。地方に出て劉子勛の前將軍府の行参軍となり、子勛の読書のお相手を務めた。子勛の転任にしたがい、鎮軍將軍府の行参軍となった。前廢帝の時、王景文が人事を担当し、子勛の典籤⁽⁶⁾

沈光祖に、「鄧琬はあつという間に長史行事になったが、^⑨沈伯玉は孝武帝の即位前の部下であつたにもかかわらず、今なお昇任していないというのは、民生はきつとよくないにちがいない。」といった。戴法興は王景文のこの言葉を聞くと、伯玉を行参軍から参軍に昇任させた。子勛が拳兵した際、^⑪府の功曹に転任した。子勛が即位すると、反乱政府の中書侍郎に任命した。ところで、伯玉が衛尉丞であつた時、明帝（劉彧）は衛尉であり、^⑫上司と部下として非常に立派な仕事をした。子勛が敗北すると、伯玉は下獄するが、赦された。しかしなお、反乱政府にあつて忠誠の意志表示が無かつたため、責任を問われ、南台侍御史に任命され、まもなく武陵国詹事に転任し、さらに武陵国大農に転じ、母の老齢のため退職した。貧乏で生活の手だてもなく、一室で静かに暮らし、親戚や旧知に弔問やお見舞にでかける以外は、外出しなかつた。司徒袁粲・司空褚淵は非常に高く伯玉を評価し、選考して永世令に任命し、永興令に転任したが、いずれの県でも有能という評判を得た。後廢帝の元徽三年（四七五）、死去、五十七才。伯玉は非常に親孝行で、親に仕えて評判があり、みだりに人の物を取つたことはなく、物があると知り合いに分け与えてしまう人であつた。温和優雅でゆつたりとしていて、おだやかだが能弁であり、人といつしよに仕事をすると、みな深交を結んだ。弟の仲玉は、泰始末、寧朔長史・蜀郡太守となつた。益州刺史劉亮が死去すると、仲玉が府州の事を代行した。巴西の李承明が反乱を起したので、^⑬仲玉は司馬の王天生にこれを討伐させ、平定した。後廢帝は詔して仲玉を劉準の撫軍將軍府の中兵参軍に任命し、建威將軍を加えた。沈攸之が征西將軍府の諮議参軍に辟召したが、まだ拜命しないうちに死去した。

注

- (1) 『宋書』卷七五顔竣伝に、世祖踐阼、以爲侍中、俄遷左衛將軍、加散騎常侍、辭常侍、見許とある。
- (2) 『宋書』卷三九百官志上に、衛尉、一人。丞二人。掌宮門屯兵、秦官也。……衛尉、江左不置、宋世祖孝建元年復置。旧一丞、世祖增置一丞とある。
- (3) 『宋書』卷七七顔師伯伝、同書卷九四恩倖・戴法興伝を参照。
- (4) 『宋書』卷五三張永伝を参照。
- (5) 『宋書』卷八五王景文伝を参照。孝武帝の出行のおともをしたのは、侍中となっていた時であろう。
- (6) 劉子勛は、大明七年（四六三）に、前將軍・江州刺史となり、翌年、鎮軍將軍・雍州刺史に任ぜられたが、拜命しないうちに孝武帝が死去し、鎮軍將軍として江州に帰った（『宋書』卷八〇孝武十四王・晋安王子勛伝）。
- (7) 王景文は、前廢帝の永光元年（四六五）に吏部尚書となっている（『宋書』卷八五本伝）。
- (8) 典籤は州鎮長官の秘書だが、年少の皇族州鎮長官の監督の任務を帯びるようになった。越智重明「典籤考」（『東洋史研究』十三卷六号、一九五五）、嚴耕望「魏晉南北朝地方行政制度」（一九六三）二一五頁以下を参照。
- (9) 『宋書』卷八四本伝を参照。
- (10) 『宋書』卷九四恩倖・戴法興伝に、廢帝末親萬機、凡詔勅施為、悉決法興之手、尚書中事無大小、專斷之とあるように、前廢帝のもとで実権を握っていたが、永光元年八月、死を賜わった（『宋書』卷七前廢帝紀）。
- (11) 安田二郎「晋安王子勛の叛乱について」（『東洋史研究』二五卷四号、一九六七）を参照。
- (12) 『宋書』卷八明帝紀に、（孝建三年、徙衛尉、侍中如故。又爲左衛將軍、衛尉如故。大明元年、転中護軍、衛尉如故。三年、爲都官尚書、領游擊將軍、衛尉

訳注『宋書』沈約自序 (一)

如故。七年、遷領軍將軍。

とある。

(13) 南台侍御史が流内官の最下限の官職であり、濁官の官歴にみられることについては、中村圭爾前掲『六朝貴族制研究』二六六頁以下を参照。

(14) 『宋書』卷四五劉懷慎伝附亮伝。泰豫元年(四七二)、仙藥を服用して死去。

(15) 『南齊書』卷二八蘇侃伝に、
元徽初、巴西人李承明作乱、太祖議遣侃衛使慰勞、遷除羽林監、加建武將軍。
とある。

X、『宋書』編纂に至る事情

私は十三才で父をなくし、幼少よりかなり学問を好み、無駄に時間を費やして成果がなかったとはいえ、学問自体は続けてきた。常に晋代には結局全代を通じた歴史書ができていないということが気にかかつており、二十才ばかりで、これを編纂したいと思うようになった。泰始の初め(四六五、六年)、征西將軍蔡興宗が私のために明帝に上啓して勅許を得てくれ、これより今に至るまで、二十年をこえ、編纂した書物は、全部で百二十巻。骨格はできあがったが、史料収集が不十分なまま、永明初(四八三)、盗難にあつて第五帙を失った。建元四年(四八二)の末、勅命を受けて国史編纂に従事することとなり、永明二年(四八四)、さらに著作郎を兼任して、起居注を編纂することとなった。これより公務のため、史料収集の時間がなくなった。五年春、さらに勅命を受けて『宋書』を編纂することとなった。

六年二月には作業を終え、上表して『宋書』をたてまつった。その表の内容は次の通り。

臣約申し上げます。私は、禹が木を切ったことは虞の記録に書いてあり、西伯が黎に勝った功績は、商の記録に書いてあると聞いております。わが齊皇室の基礎がしだいに高まり、皇帝にふさわしい功績が広く深くなつてゆき、徳を前王朝に立て、勲功を前代に立てたのでございまして、堯の時代の事績を見なければ、舜の功績がわからず、秦末の混乱を見なければ、漢の高祖の功業を知ることができません。それゆえ、まだその記録がないということが、陛下のお氣持を動かし、私に詔して大事な記録を書きつぐことを命令なさいました。私はまことに凡庸であり、文史の知識に欠落が多いのですが、この不才をもつて、ご命令に応えることとなり、そのため終日畏れ多いと感じ、寝食を忘れたこととございます。

私は恐れ多くも思いますに、宋王朝の支配は、八代で百年にも満たなかつたとはいえ、戦争が頻繁におこり、国の命運もしばしば危うくなり、記録に残すべきことが非常に多いです。英主が王朝の基礎を開いたこと、名臣の功績、戦乱を平定した功績、王朝創業の氣運なども、記録に残すに足りませんが、残虐で乱暴な君主で、歴史に比類のない者、国家の災難で、古来記録されていない事も、永久に手本とし、後世の鑑戒とすることができましよう。

宋の故著作郎何承天⁽⁴⁾が始めて『宋書』を編纂しましたが、紀伝の草案を立てたのは、武帝と創業の功臣に止まり、分量はまだ多くありませんでした。何承天が編纂した志は、天文・律曆のみで、このほかは、すべて奉朝請山謙之に委ねました。山謙之は、孝建初(四五四)、さらに詔を受けて編纂にたずさわりましたが、まもなく病没したので、南台侍御史蘇宝生に列伝を續けて編纂させました。元嘉時代の名臣の伝は、みな蘇宝生の編纂です。蘇宝生が誅殺される⁽⁵⁾

と、大明中、さらに著作郎徐爰に前作をついで完成させるように命じました。徐爰は何承天・蘇宝生の編纂した記録によつて、ひとつの歴史書を完成させ、義熙元年（四〇五）から大明八年（四六四）までを記録しました。臧質・魯爽・王僧達の諸伝については、みな孝武帝の著述にかかります。永光元年（四六五）以降、禪讓革命（四七九）に至るまでの十余年については、欠落して続けられず、宋一代の記録は、まだ完成に至っておりませんでした。それに事柄がその当時のできごとであるため、多くは事実の記録ではなく、さらに伝を立てる方式も、取捨が適切でなく、進んでは時の皇帝の意向により、退いては世間の意向に従い、これを将来に残すには、信頼を置き難いものでした。私は今謹んで改めて編纂し、新らしい歴史書を完成させ、義熙元年（四〇五）から始めて、昇明三年（四七九）までを記録しました。桓玄・譙縱・盧循・司馬休之・魯宗之らは、東晋王朝に対する反乱者で、後の時代に関係がありません。吳隱之・謝混・郗僧施は、東晋王朝の人物であり、宋の記録に入れるべきではありません。劉毅・何無忌・魏詠之・檀憑之・孟昶・諸葛長民は、東晋王朝復興（桓玄打倒）の志はあったが、宋王朝を造る気持ちはなかったため、今すべて削除し、晋の記録であつかうことにします。

私は遠くは春秋の南史・董狐に恥じ、近くは司馬遷・班固に恥じ、いなかのけちな才能をもって、一代の重要な記録を述べたので、その叙述は昔のりつばな歴史家に対して恥ずかしく、身の置き場もなく、汗顔の至りでございます。本紀と列伝は編纂が完了しており、すべて七帙七十巻を、私は今謹んで奏上奉呈致します。編纂中の諸志については、完成をまつて上呈致します。謹んで目録を記載し、省に至つて拝礼上表し本書を奉呈申し上げます。

臣約誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪。

注

- (1) 蔡興宗が征西將軍となるのは、最晩年の泰豫元年（四七二）であり、泰始二年二月尚書左僕射に就任、翌年三月には安西將軍・鄧州刺史となった（『宋書』卷八明帝紀）。一方、沈約は奉朝請から蔡興宗の安西將軍府の外兵參軍・兼記室となつてゐる（『梁書』卷十三本伝）。『晋書』編纂の許可をえたのは、蔡興宗が吏部尚書か尚書左僕射、沈約が奉朝請のころであらう。吉川忠夫「沈約の伝記と生活」（『六朝精神史研究』同朋舎、一九八四）は、沈約は、そのころ「蔡興宗の門客となつてゐた可能性がある」（二〇八頁）という。

- (2) 『尚書』夏書、禹貢。

- (3) 『尚書』商書、西伯戡黎。

- (4) 『宋書』卷六四何承天伝に、（元嘉）十六年、除著作佐郎、撰国史とある。

- (5) 『宋書』卷七五王僧達伝に、蘇宝者、名宝生、本寒門、有文義之美。元嘉中立国子学、為毛詩助教、為太祖所知、官至南台侍御史、江寧令。坐知高閹反不即啓聞、與閹共伏誅とある。

- (6) 『宋書』卷九四恩倖・徐爰伝。
- 《付記》 本訳注は、一九九六年度の大学院・中国史演習の成果である。末筆ながら受講生諸氏に謝意を表する。